



議案第百一号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年十二月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年拾貳廿壹日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「九千円」を「一万円」に、「二千七百円」を「三千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十条の二第一項第一号中「六千円」を「七千円」に改め、同条第二項第一号中「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に、「六千円」を「七千円」に、「五千円」を「五千五百円」に改める。

第十一條第二項第一号及び第三号中「二千円」を「二千五百円」に改める。

別表第三

行政職給料表 (第三条関係)

別表第三を次のように改める。

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1			107,900	93,200	
2	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	170,500	143,300	124,500	107,800	81,400
5	177,300	149,600	130,200	112,800	83,900
6	184,200	155,900	135,700	117,100	86,800
7	191,100	162,200	141,100	121,300	90,000
8	198,200	168,500	146,500	125,400	93,200
9	205,400	174,600	151,300	129,200	96,100
10	212,700	180,700	156,000	132,800	98,900
11	220,000	186,800	160,500	136,200	101,700
12	227,300	192,900	165,000	139,600	104,300
13	234,400	198,900	169,500	142,900	106,700
14	241,500	204,800	173,600	145,600	108,900
15	248,200	210,500	177,600	148,300	111,100
16	254,800	215,700	181,500	150,900	113,200
17	260,000	220,700	185,100	153,400	114,800
18	265,000	224,400	188,200	155,800	
19	268,600	227,700	191,200	157,800	
20	272,200	230,800	193,500		
21	275,800	233,300	195,800		
22	279,400	235,700	198,000		
23		238,100	200,200		
24		240,500			

別表第四

医療職給料表（第三系関係）

別表第四を次のように改める。

職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額
1	209,400	—円
2	218,600	182,600
3	227,800	191,500
4	237,000	200,400
5	246,200	209,400
6	255,400	218,500
7	264,500	227,600
8	273,600	236,700
9	282,800	245,800
10	291,900	254,900
11	301,000	263,900
12	309,500	271,600
13	318,000	279,300
14	326,400	286,500
15	334,800	293,700
16	343,100	300,900
17	350,800	308,000
18	358,500	315,100
19	366,200	322,200
20	372,500	328,100
21	378,800	334,000
22	383,100	339,300
23	387,400	343,000
24	394,400	346,700
25	401,500	
26	408,200	
27	413,900	
28	418,700	
29	423,500	

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の特替等）

2 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる

期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第十條の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第十條の二の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十條の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は

達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定によりこの条例の施行の日を含む引き継いだ期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの条例の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。